

令和2年11月26日 本会議 区政一般質問

○議長（元山芳行議員） 次に、大野治彦議員。

○大野治彦議員 議長。

○議長（元山芳行議員） 大野治彦議員。

〔大野治彦議員登壇〕（拍手する人あり）

○大野治彦議員 3年ぶりに本会議場での質問をさせていただきます。

現在、板橋区が直面している課題、今後取り組んでいく予定の事業などについて、また、私が今まで取り組んできたことで、実現に至っていない課題の一部などについて質問をさせていただきます。

初めに、板橋区財政と今後の政策の方向性について質問いたします。

令和2年度の財政運営について伺います。令和2年度当初予算では、地方法人課税の不合理な税制改正により、特別区交付金が41億円の大幅な減収となり、財政調整基金を50億円繰り入れての予算編成が行われました。

伺います。法人住民税の一部国税化など、国による減額措置が特別区の財政運営に多大な影響を与えています。国の理不尽な措置の撤回に向けて、坂本区長の見解、併せて特別区長会の動きについてお示してください。

本年3月以降は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、国内外の経済にも大きな影響を与え、世界経済は先行きの不透明感が増し、戦後最大ともいえるべき危機に直面しています。新型コロナウイルス感染症拡大前の状況に戻るには、相当の時間を要するものと考えます。

今年度の板橋区の財政運営も楽観視できる状況にはなく、法人住民税などを原資とする特別区交付金の減収も避けられない厳しい財政環境に陥っているものと推察いたします。

この状況では、令和2年度の最終補正予算において、特別区交付金が減収となる可能性も否定できません。第5号補正後の財政調整基金残高176億円を、さらに取り崩す事態も予測されます。

そこで伺います。このような状況を踏まえて、令和2年度の財政運営の考え方について、区長の見解を伺います。

現在、令和3年度の予算編成が進められておりますが、地方法人課税の税制改正の影響の平年度化とともに、新型コロナウイルス感染症による日本経済の影響により、特別区民税や特別区交付金の大幅な減収が見込まれるとともに、景気後退に伴う生活保護費、扶助費の増加などにより、かつてない183億円の財源不足が生じる見込みが示され、板橋区は、緊急財政対策に取り組む方針が本年8月に示されました。

その後、緊急財政対策の取組により、予算要求時点での財源不足は142億円となり、41億円が縮減されたとのことですが、いまだ巨額の財源不足が発生しています。

緊急財政対策にも限度があるのではとも思いますが、このような状況が長引けば、財政調整基金の枯渇という事態に陥り、令和4年度以降の財政運営にも大きな影響を及ぼすことは間違いありません。

伺います。令和3年度予算編成における、緊急財政対策の取組状況と今後の見通しについての見解をお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染症拡大防止のための対応は、何よりも優先的に取り組む必要がある重要課題です。

そこで伺います。この状況下をどのように捉え、区民の健康と生活を守るため、今後の財政運営をどのように進めていく方針をお持ちなのか、見解をお聞かせください。

いたばしNo.1実現プラン2025について伺います。改訂の必要性について伺います。

令和元年度にNo.1実現プラン2021がスタートいたしました。当初は順調にスタートを切ったという評価でしたが、令和元年度の後半に入り、状況が一変する中、板橋区は、No.1実現プランを改訂する方針を本年4月に決定し、区議会への報告がありました。No.1実現プラン2021は、令和3年度末までの3か年の計画で、今年度はその中間年の年です。改訂する方針に踏み切った理由を改めてお聞かせください。

今後さらに選択と集中の視点をさらに強化していくことが必要なのではと思います。

伺います。No.1実現プラン2025で考えている重点戦略の中で、やむを得ず縮小・休廃止を選択せざるを得ない事業などについて具体的にお示しください。併せて、選択により捻出された財源を集中的に投資していく施策について、考えをお聞かせください。

令和3年度の予算フレームでは、令和3年度の実施計画事業費の見通しは、207億8,200万円で、今年度の予算額205億3,000万円との比較では2億5,200万円の増となっています。

令和3年度予算フレームにおける実施計画事業について、当初計画策定時に見込まれた事業費と比較して、どの程度の見直しが図られているのか、見解をお聞かせください。

公共施設の配置検討、エリアマネジメントの見直しについて質問いたします。

本年8月に方針案が示されました。その後、9月に開催された住民説明会においても、コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、今後の方針決定については、慎重な意見が多かったと伺っております。

現下の厳しい財政状況の中、今後3年間は新規工事着工を原則見送ることはやむを得ないと思いますが、その期間を有効に利用して、少し立ち止まり、もう一度再編案を検討してはいかがかと考えます。

施設総量の抑制は必要であると理解しておりますが、そうであるからこそ、残す施設については、地域課題、全区的な課題を解決しながら、サービス・機能の向上を図り、より魅力的な施設へと更新していただきたいと願っています。

ポストコロナ時代における公共施設の在り方が変わってくることは想定されても、収束の見通しが立たず、日々変化する社会状況において、配置検討には相当の時間が必要だ

と思います。

No.1 実現プラン2021では、常盤台地区、富士見地区は今年度、前野地区、大山駅周辺地区は来年度、方針を確定させる計画になっています。本庁舎周辺は、昨年、既に決定していますが、決定案件も含め、いま1度立ち止まり、決して後退するものではありません。状況が大きく変化しているこのときであるからこそ、十分に検討する時間が与えられたのではないのでしょうか。

伺います。公共施設の配置検討につきましては、方針決定を急ぐことなく、ポストコロナや財政状況を踏まえて、丁寧に検討を進めていただきたいと思います。見解をお聞かせください。

経営革新計画について伺います。

No.1 実現プラン2025では、緊急財政対策で実施事業の事業量は抑制せざるを得ない状況にあります。区民サービスの質については、維持・向上を図る方針を掲げています。経営革新への取組が今後ますます重要になると考えます。

板橋区は、これまでも持続的な発展を担保する健全な財政基盤を確立するために、継続的に行政改革計画を策定し、着実に取組みが行われました。現在のNo.1 実現プラン2021の経営革新計画の理念では、行政サービスを量から質に転換し、財務体制の改善を目指すということでしたが、今回の改訂の計画理念では、財務体質の改善に加え、新たなサービスの創造を目指すことが追加されています。

行政サービスの量は、一定程度減少することが想定される中、新たなサービス、特に区民サービスの質の向上につながる内容について具体的に検討している内容についてお聞かせください。

そして区民サービスの質の向上と併せて、区政経営の質の向上も求められるのではないのでしょうか。区政経営の質の向上について検討している具体的な内容についてお聞かせください。

収入未済について伺います。

今年予算審査特別委員会での質問をはじめ、この間、税・保険料・使用料・手数料の収入未済解消についての質問をさせていただいています。

令和元年度決算では、一般会計における収入未済額は40億5,700万円。国民健康保険事業特別会計では、32億9,800万円。介護保険特別会計では4億7,600万円と、いまだ巨額な数字となっています。より一層、債務者の状況に応じた適切な債権管理を行い、収入未済の縮減に努めることが必要なのではないのでしょうか。

税の収入未済は5年、保険料の収入未済は2年が過ぎると時効となり、不納欠損として処理され、板橋区が権利を放棄することとなります。貴重な財源が失われることとなります。この間、板橋区は、債権管理条例を制定するなど、回収に向けての取組をされていることは理解いたしますが、収入未済に対する見解をお聞かせください。

また、現下の状況により、全国的に多くの事業者が影響を受け、雇用環境にも影を落と

しています。経済的に納付困難な方への適切な対応と担税力のある方には、しっかりと納めていただく、状況に応じての対応が必要と考えます。見解をお聞かせください。

職員提案制度について伺います。

職員の皆様のモチベーションを上げる職員提案制度による事業化は、非常に重要であると考えます。過去にも質問させていただきましたが、区財政の状況を問わず、職員の皆様の発意や工夫により、施策の充実を図る必要があるのではないのでしょうか。

これまで板橋区発祥で全国へと広がった赤ちゃんの駅をはじめ、近年では、住民税の督促状に同封する手紙の文面に、ナッジの要素を取り入れるなど、職員提案から様々な事業や取組が生まれています。

区政活性化の観点からも、現場の第一線で区民の皆様と接している職員の皆様から、創意工夫に基づく、様々な提案がなされ、事業化されていくことは、持続可能な区政経営にとって必要であると考えます。

そこで伺います。提案について十分に検討し、実現できるものから取り入れていくという柔軟な姿勢が重要と考えますが、見解をお聞かせください。採用された提案が速やかに予算化されることで、職員の皆様の意欲向上につながると思います。見解をお聞かせください。

防災関連事業について伺います。

新しい生活様式を踏まえた防災事業について質問いたします。

過日開催の災害対策調査特別委員会にて報告がありました事業です。

背景については、板橋区は、地域の自主防災力の向上などを目指して、毎年3月に総合防災訓練、11月には重点地区防災訓練を実施しているほか、区民の災害への備えの充実を図ることを目的としての防災フェアの実施など、今まで区民の皆様の防災意識の向上を図られてきたものの、本年発生した新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の兆しが見られず、感染リスクを徹底的に排除し、区民の心情にも配慮した上での事業が求められるとされています。

今後、今までは多数の区民の皆様の参加をいただいていた防災事業を行うに際しては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染対策を十分に踏まえての事業の方向性について示されたものと理解しています。

本年度の総合防災訓練をはじめとする各種防災事業は中止となりましたが、次年度以降、この状況がどのように変化するかは読めない中、首都直下地震が今後30年以内に発生する確率は70%と言われ、既に数十年が経過しています。願わくは起きてほしくありませんが、いつ来てもおかしくない状況であることは、心に受け止めておかななくてはならないと思います。

現在進められている、新しい生活様式を踏まえた防災事業の狙いと効果についての見解をお聞かせください。

在宅避難について伺います。

これまで、在宅避難については、板橋区の事業ではありませんが、ライフラインの強靱化、電気・ガス・水道の耐震化について求めてまいりました。どのような地震災害が発生しても、電気・ガス管・上下水道管が破裂、損傷しなければ、後ほど建物の耐震化についての質問をさせていただきますが、建物が倒壊さえしなければ、在宅での避難が可能となるのではないのでしょうか。各家庭での備蓄物資の用意も3日間から7日間へと変更となりました。

先ほども述べましたが、板橋区の事業ではありませんが、直近の電気・ガス管・上下水道管の板橋区内の耐震化の進捗状況、また、各家庭での備蓄物資の用意について、区民の皆様への理解と発信の状況についてお聞かせください。

震災・風災害など多発している自然災害について、板橋区はこれまで様々な対応を取られています。しかしながら、全てのことを板橋区行政でまかなうことには限界があります。これからは、災害発生時に行政が行わなければならないこと、個人、家庭、地域が行わなければならないことを、より明確にする必要があるのではないのでしょうか。

行政の職員の皆様も被災者になります。役割の明確化をすることにより、何か起こると全て行政が行うという意識の転換を図る必要があるのではと思います。私たち自らが、自分たちの行うことの必要性を自覚しなくてはならないと考えます。

自助への意識について、区民の皆様への意識の醸成をどのように発信されてこられたのか、今までの取組と今後の発信について見解をお聞かせください。

また、新しい生活様式を踏まえた防災事業の重要性も理解いたしますが、今後の防災訓練の取組についても再認識する必要があるのではないかと思います。共助の防災訓練へのシフトが必要なのではないのでしょうか。受け身の防災訓練ではなく、自らが率先して訓練を体験し、行動に移すことの必要性があるのではと思います。

特に、防災リーダーの方々には、参加者と一緒に訓練を受けるのではなく、訓練に参加する皆様に対して、指導的立場で訓練に携わることで、防災リーダーの本来の目的を果たせるのではないかと思います。

また、住民防災組織の役割分担が明確に行われているのか、住民防災組織の役割分担に基づいて訓練が行われているのか、確認をすることも必要なのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

建物の耐震化について質問いたします。

切迫性が指摘されている首都直下地震による建築物の被害・損傷を減少させ、区民の生命・財産を守ることを目指し、板橋区全体として災害に強いまちの実現を目指すものとし、住宅・建築物の耐震化をその重要な対策の1つと位置づけ、耐震診断・耐震改修等を計画的かつ総合的に促進するための目標・施策を明らかにするものであるとして、板橋区耐震改修計画2025が策定されました。

耐震化率の現状と目標については、平成27年度末の住宅の耐震化率は81.2%、平成30年度末では、83.8%、令和2年度末の耐震化率の目標値は95%を掲げられて

います。

一方、特定緊急輸送道路沿道建物の平成27年度末の耐震化率は86.9%、平成30年度末では89.9%、令和元年度末目標値は90%、令和7年度末の目標値では100%を掲げられています。

毎年少しずつではありますが、耐震化率の向上が図られていることは、板橋区ご当局の取組の効果のあらわれであると推察いたします。

個人の資産に関することへの関与になりますが、これまでの取組の成果と今後の建物耐震化促進に向けての現状認識と今後の取組、そして対象となる所有者に対してのさらなる発信、アプローチなど取組についての見解をお聞かせください。

木密地域不燃化10年プロジェクトについて伺います。

平成24年1月に東京都は、木密地域不燃化10年プロジェクトの実施方針を示しました。平成24年2月には不燃化特区制度の先行実施地区の募集が行われました。板橋区は、地域危険度が高く、かつ特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域に、大谷ロー丁目周辺地区が、東京都の震災対策条例に基づき、防災都市づくり推進計画で53の地区の1つに指定されていることから、先行実施地区の案、そして整備プログラムの素案を作成し、応募の結果、先行実施12地区の1つに選ばれ、現在に至っています。

この間、木造密集地域を燃え広がらない、燃えないまちにするため、重点的かつ集中的な取組を実施されてきました。当該整備地域においては、2020年度までの目標は、当該市街地の不燃化により、延焼ゼロ、不燃領域率70%の実現、延焼遮断体となる主要な生活道路を100%整備する目標が示されています。

本年度をもって事業、対象地域への支援が終了します。この間の事業推進に向けての成果と効果、今後の取組について見解をお聞かせください。

板橋区老朽建築物等対策計画2025について伺います。

国は空き家対策を総合的、計画的に推進することにより、公共の福祉の増進と地域振興に寄与することを目的とした空き家等対策の推進に関する特別措置法を平成28年11月27日に公布しました。これにより、板橋区におきましても、法に基づく対策計画の策定を行うことができ、勧告や命令などの指導ができるようになりました。

板橋区は、平成28年3月に、老朽建築物等対策の実施体制の整備や、計画的かつ効果的な推進を図るために、板橋区老朽建築物等対策計画2025を策定し、対策計画の実効性を高めるため、平成28年12月に東京都板橋区老朽建築物等対策条例を制定しました。

対策条例に基づき、老朽建築物等の所有者に対し、啓発、助言、指導などの措置、支援を行い、適切な維持管理を促すことにより、板橋区が実施した老朽建築物等実態調査で危険度AからCと判定された老朽建築物等の総数1万9,453件を、令和7年度までに減少させることを目指しています。特に危険度Aと判定された207件については、令和7

年度までに全て解消することを目指しています。

区内にはランクを問わず、危険家屋や空き家が点在しています。ますます増えているような気がします。対策計画の見直しも行われるとお聞きしています。これまでの取組の成果と今後の老朽建築物、危険家屋減少への取組について見解をお聞かせください。

次に、町会・自治会が設置する防犯カメラについて質問いたします。

人の目が行き届かない昨今、犯罪の抑止を図るための手段としての防犯カメラの重要性は、今後ますます必要になると考えます。板橋区議会は、平成30年度から、この間、町会・自治会が設置する防犯カメラの設置費、維持管理費の全額負担を求める要望を、特別区議長会を通じて東京都に対して求めてまいりました。東京都への要望活動も行われました。

2年前の東京都からの防犯カメラの設置費、維持管理費に対する回答は、予算はつきませんとのことでした。昨年度は、予算はつきましたが、防犯カメラのメンテナンスと修理代の一部負担をするための予算で、要望とはかけ離れた回答でした。特別区区長会、東京都町会連合会からも同種の内容の要望が出ていることを、どのように受け止めているのかも疑問に感じました。現在、板橋区は、東京都が対応しないので、維持管理費の一部助成を始めています。

伺います。現在、町会・自治会が設置する防犯カメラの設置費・維持管理費の東京都からの予算措置がどのように行われているのか。新たな予算措置が行われているのであれば、その内容についてお聞かせください。

また、町会・自治会が設置する際の書類申請などの手続について、当初の煩雑さは解消されているのでしょうか。併せて現在の防犯カメラの設置状況数、そして、町会・自治会の皆様が定期的に行っている防犯パトロール活動との相乗効果をどのように認識されているのか、見解をお聞かせください。

温暖化対策について質問いたします。

政府は温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする目標を発表いたしました。既に板橋区では、平成25年から令和2年度までの計画で、温暖化対策に取り組まれておりますが、新たに仮称板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025の策定に向けての骨子案が示されました。

本計画は、区内の地球温暖化対策に関する基本的な考え方のほか、区民・事業者・区が、おのおのの役割に応じて取り組むべき対策と進行管理の方法が示され、区内の温室効果ガス排出量削減の取組を総合的かつ計画的に推進することが目的とされています。

本年度は現行計画の最終年になりますが、温室効果ガスの排出量の減少に向けて、この間、取り組まれたことによる効果、実績についての見解をお聞かせください。

本計画では、東京都の計画、ゼロエミッション東京戦略の柱で、CO₂排出量を2050年までに実質ゼロにする目標と板橋区環境基本計画2025で掲げられている低炭素社会の実現からさらに踏み込んだ脱炭素社会の実現とを整合させ、概ね2050年度ま

で、目指す将来像と基本方針が定められるとされています。

将来像の実現に向けた取組には、区民・事業者・区の取組が示されていますが、それぞれが果たす役割について、それぞれの具体的な取組の発信について、基本方針についての見解をお聞かせください。

スポーツ振興について質問いたします。

平成23年6月に制定されたスポーツ基本法を具現化する計画として、文部科学省において平成24年3月に、スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができ、社会の創出を目指すため、スポーツ基本計画が策定されました。そして、板橋区は、東京2020大会の機運醸成に向けた取組を図り、大会の成功はもとより、スポーツによる健康で元気なまちづくりを目指し、スポーツの基本的な方向性を示すため、板橋区スポーツ推進ビジョンが策定されました。

ビジョンの期間は10年、あるべき姿は、東京2020大会までの5年、東京2020大会終了後5年で8つの基本施策の中で、それぞれ取り組む内容が示されています。

計画策定より5年を迎えています。基本理念で掲げられたスポーツの文化的価値の浸透、最良のレガシーの創出、基本目標の、区民の誰もが親しめるスポーツ環境の整備、スポーツによる地域の活性化とにぎわいの創出、3つの視点の、する、観る、支えるを踏まえて、ビジョン策定から5年目を迎えての成果や実績、区民の皆様に与えた影響について伺います。また、今後5年間の施策が掲げられていますが、さらなるスポーツ振興に向けての取組についての見解をお聞かせください。

昨今、スポーツという言葉が多く使われ、体育という言葉が薄れてしまったような気がします。ある文献の一部を抜粋しますと、体育は、知育、徳育と並ぶ青少年への教育の一種で、英語では、フィジカルエデュケーション、身体教育のことで、教育なので義務が伴い、少しくらいつらく苦しいことがあっても、指導者は、学生や生徒、子どもたちにやらせなければならないし、学生や生徒、子どもたちは、やらなければならない、体を鍛えなければならない。

一方、スポーツはもともとの語源がラテン語で、日常生活の労働から離れた遊びの時空間、余暇、レジャーといった意味で、その言葉が中世にはディスポルトと変化し、身体を用いた非生産的な遊びの時空間を意味し、その言葉がスポーツに変化したとも言われています。スポーツはあくまでも自発的で、命令されないことが、スポーツの大原則とも言われています。

私は、体育は専門的な指導者の下、指導を受け、名前のおり体を育み、勝敗にもこだわるのが体育で、スポーツは自分自身のペースで余暇を楽しむことがスポーツなのではないと思います。体育会系と言いますが、スポーツ会系ということは聞いたことがありません。

伺います。日本の中央競技団体及び各都道府県の体育協会を統括する団体も、日本体育協会から、公益財団法人日本スポーツ協会に名称が変更になりました。公益財団法人板橋

区体育協会は、各団体が専門的に技術の向上に努め、各種競技に参加され、輝かしい成績を築かれています。体育という名にふさわしい団体であると思います。名称が変わることは望ましくないと考えます。人は、知育、徳育、体育の3つで成長していくとも言われています。体育の持つ意味や意義が薄れてしまうことはあってはならないと思います。

伺います。体育・スポーツの言葉が持つ意義についての、それぞれの認識をお聞かせください。

また、学校体育の現状について伺います。

教育基本法第二条では、教育の目標を知・徳・体の調和の取れた発達を基本に、自主自立の精神や自他の敬愛と協力を重んずる態度、自然や環境を大切にする態度、日本の伝統・文化を尊重し、国際社会に生きる日本人としての態度の養成と定めています。本来果たすべき、児童・生徒への体育の授業は行われているのでしょうか。スポーツの授業と化してしまっていないのでしょうか。学校体育の果たすべき意義についてお聞きします。

また、教育委員会の組織に体育課の復活を求めますが、見解をお聞かせください。

都立城北中央公園内に存在する陸上競技場の整備について伺います。

都立城北中央公園内に存在する陸上競技場の整備につきましては、現在、板橋区が先頭になり、近隣区をはじめ、荒川区とも連携を図り、東京都建設局との協議が進められています。

昨年9月には、自治体の単独主催としては都内初となるオリンピックデーランが、多くの参加者の下、都立城北中央公園内と上板橋体育館にて開催されました。小池百合子東京都知事をはじめ大会関係者の皆様には、この陸上競技場の存在をはじめとする周辺地域の現状をご理解いただけたのではないかと思います。

その後10月には、都庁にて、坂本区長と小池都知事との一対一の意見交換が行われ、貴重な要望の中の1つに、都立城北中央公園内の陸上競技場の再整備についての要望も行われました。坂本区長をはじめ板橋区ご当局のご尽力により、この3年間で大きな変化が起きています。このような状況下ですが、実現することができれば、区民の皆様の健康の保持増進、まちの発展にも寄与するものと確信しています。

伺います。現在の取組状況と今後の取組についてお聞かせください。

併せて、都内初のオリンピックデーランが都立城北中央公園で開催された意義、本年度も開催予定となっていましたオリンピックデーランが中止となりました。今後の開催の予定についてお聞かせください。

現在、都立城北中央公園周辺では、石神井川の水を取水するための調節池の工事が行われています。現在上部利用について、板橋区を通じ、東京都の関係部署へ要望をさせていただいておりますが、公園を利用する方々への駐車場の整備、サッカーグラウンドなどのスポーツ施設の設置を引き続き求めていただきたいと思います。現状と取組について見解をお聞かせください。

都市計画上板橋公園事業について伺います。

都立城北中央公園の拡張工事に伴う、対象地域にお住まいの方々への対応について伺います。この間、代表質問、総括質問、一般質問の場で質問をさせていただきました。改めて質問させていただきます。

本事業は、昭和32年に都市計画決定がなされ、その後50年以上動きがなかったものが、平成26年1月24日に突如として、東京都からの事業認可に向けての説明会が行われました。対象地域となっている地域は、小茂根五丁目の一部、広さは東京ドーム約3つ分の広さです。平成26年6月に事業認可となりました。今後は、都市計画決定区域、小茂根五丁目のほぼ全域、小茂根三丁目、東新町二丁目の一部が事業認可区域となり、公園になる予定になっています。

説明会に出席された方からは、東京都は質問にまともに答えていないなどの連絡が私にありました。すぐに板橋区を通じて、東京都の担当部署に状況を伝えていただき、理解を求めました。東京都からは、説明会での説明の不備を伝えるおわびがあり、改めて本事業に対する質問会という名目で会の開催を実施することになりました。

東京都には、前回の事業説明会と同じ状況が起こらないように、質問や疑問点に対して、分かりやすく説明してほしい旨のお願いをしましたが、結局参加者の皆様に理解をしていただくことができませんでした。

その後、東京都知事宛てに、対象地域の方々が、都市計画上板橋公園事業に関する要望書を提出することになりました。平成26年6月に1,063名の署名と要望書を添えて東京都に対し理解を求めました。要望書の内容は、50年前の計画を、これまで1回の説明もなく、事業化するので立ち退いてほしいと言われても納得できない。火災旋風から逃れるための当時の呼び方で広域避難場所に指定しているのであれば、都立大山高校周辺の建物も計画に入らなければ、非常に危険なのではないかなどの要望でした。要望書の内容に対しての誠実な対応と理解を求めました。

席上、東京都からの発言は、これまでの説明不足に対するおわびと計画の立案と計画の実施部署が異なる縦割り行政の不備を認めました。現在、都内42か所の公園が、東京都の重点公園・重点緑地に指定され、同じように整備対象となっているが、今回のような署名による計画の見直し、要望の例はほかにはないとのことでした。東京都からは、都と区の行政は、今後緊密な連携を取っていく、歴史的な遺産や町会の種々の活動については理解している、要望書は時間をかけてじっくり検討し、よい施策を考えたいなどの発言と約束をいただきました。

この間、私の質問に対し、坂本区長からは、対象となる住民の方々に寄り添い、東京都と区の綿密な対応を努めていきたいとの答弁をいただいております。現在も板橋区を通じて、該当する当事者の皆様と、東京都との意見交換を定期的に行う予定と伺っています。心より感謝申し上げます。

事業認可の言葉の意味は重々理解していますが、板橋区を離れたくない、住み続けたい方々のための配慮など、東京都に対し、今後も引き続き求めていただきたいのですが、見

解をお聞かせください。

東京メトロ小竹向原駅1番出口のエレベーター・エスカレーターの設置について質問いたします。

私が13年前より取り組んでいることの1つになります。なかなか動きがない状況が続いていましたので、板橋区を通じて、町会連合会大谷口支部、桜川支部の皆様にご署名をお願いし、東京メトロ地下鉄株式会社に要望書を添えて署名を提出することになり、活動の結果、8,038件の署名をいただくことができました。平成27年6月9日に、両支部の代表者と東京地下鉄株式会社に伺い、早期実現に向けての要望をさせていただいています。当時、ワンウェイ・ワンルートで設置されていない駅があるとのことで、全駅への整備ができ次第、検討いただける旨の回答をその時点ではいただいています。

練馬区も、2番出口への設置を要望しているとお聞きしています。2番出口は、放射36号線が地下面下に通っているため設置は困難であるとは思いますが、何が起るかわかりません。福祉的な要素もありますが、交通政策の分野にも関係があるのではないのでしょうか。階段を利用するのが大変な方は、外出を控えてしまうことがあるのかもしれない。地域住民の皆様のご長年にわたる要望です。早期実現に向けて引き続き対応をいただきたいのですが、その後の折衝状況と今後の取組について見解をお聞かせください。

以上で、区政に対する一般質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。(拍手する人あり)

○区長（坂本 健君） 議長、区長。

○議長（元山芳行議員） 区長。

〔区長（坂本 健君）登壇〕

○区長（坂本 健君） それでは、大野治彦議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、国による不合理な税制改正についてのご質問であります。

国による不合理な税制改正の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退が重なり、今後、リーマンショック時を上回る大幅な減収が見込まれるところであります。今般の税制改正は、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生む制度であり、国の責任において、地方税財源の充実・強化を図ることにより是正されるべきと考えております。特別区長会におきましては、不合理な税制改正の是正のほか、新型コロナウイルス感染症対策の充実強化など、必要な事項について適宜、国へ要望などを行っているところであります。

次は、令和2年度の財政運営の考え方についてのご質問であります。

令和2年度の財政運営につきましては、緊急財政対策の取組の一環として、今年度予算の執行状況調査を行った結果、一定の財源を確保し、来年度以降の財源不足の縮減に活用できる見込みとなりました。今後とも新型コロナウイルス感染症対策に重点的に取り組むとともに、適切な予算執行管理を行うことによりまして、財政調整基金の繰入れを極力縮減し、次年度以降の財政運営に備えていきたいと考えています。

次は、令和3年度の予算編成における緊急財政対策の取組状況と今後の見通しについてのご質問であります。

緊急財政対策におきましては、対策方針に定める4つの視点から、予算要求シーリングの実施や補助負担金の見直し、実施計画事業の見直しなど総合的に取り組んでいるところであります。令和3年度予算フレーム時点の財源不足額が、予算要求時点において41億円圧縮されたことは、緊急財政対策の成果と捉えております。今後は、12月末に東京都から示される特別区交付金をはじめとする財源の見通しを注視しながら、緊急財政対策を推進し、さらなる財源不足の縮減に取り組んでいく覚悟であります。

次は、コロナ禍における財政運営方針についてのご質問であります。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、区民の生活と健康を守るため、感染症対策は最重要課題であり、今後とも臨機応変に必要な予算措置を行っていきたいと考えています。令和3年度以降も特別区交付金などの減収が継続をし、財政調整基金の繰入れによる予算編成も想定されるため、財政調整基金の残高を一定確保しながら、今後の厳しい財政運営に対処していく考えであります。加えて、景気動向の改善を見据えつつ、新たに策定されるNo.1プラン2025に掲げる施策展開を支えるため、強固な財政基盤の確立を目指していきたいと考えています。

次は、No.1プラン2021の改訂理由についてのご質問であります。

No.1プラン2021の初年度である令和元年度は、八ヶ岳荘や美術館のリニューアルオープンなど順調に成果を上げることができたものと考えています。しかし、コロナ禍による社会経済への深刻な影響や国による不合理な税制改正に伴う減収の恒常化などを踏まえますと、今後はかつてない厳しい区政運営が想定されます。そこで、激変する社会情勢に対応しながら、この危機を乗り越えていくため、No.1プラン2021を1年前倒して改訂する方針を立てたところであります。

次は、重点戦略についてのご質問であります。

重点戦略におきましては、緊急財政対策として、公共施設の新規工事着工を原則3年間凍結するなど、財源の確保に努めております。縮小・休廃止の主な事業としましては、学校の改築・長寿命化改修などの計画延伸のほか、補助負担金の見直し、高齢者在宅サービスセンターの廃止などを予定しております。一方、限られた経営資源を集中的に投資していく施策として、SDGs、デジタルトランスフォーメーション、ブランドの3つの戦略を柱に展開をしていく考えであります。

次は、実施計画事業費の見直しについてのご質問であります。

No.1プラン2021策定時におきましては、令和3年度の実施計画事業費を308億4,500万円と見込んでおりました。令和3年度予算フレームにおける実施計画事業費は207億8,200万円でありまして、比較をしますと100億6,300万円の縮減となっております。さらに、当初予算要求段階におきましては181億2,900万円まで圧縮しているものの、区一般会計予算全体においては142億円の財源不足という厳

しい状況であり、引き続き見直しを継続していきたいと考えています。

次は、公共施設の配置検討の見直しについてのご質問であります。

公共施設の配置検討につきましては、コロナ禍によって社会環境が激変する中であって、これまでのように、一定のエリアにおける再配置を中期的かつ適切に見直すことが困難になっていると考えます。また、コロナ収束の見通しが立たない中、今後の公共施設の在り方につきましても、これまで以上に慎重な検討が必要になると考えました。今後3年間は厳しい財政運営が見込まれることも踏まえて、No.1プラン2025におきましては公共施設の配置検討を継続し、方針決定を令和5年度以降へ改める考えであります。

次は、区民サービスの質の向上についてのご質問であります。

ウィズコロナ・ポストコロナ時代の新たな日常を見据え、オンライン申請やオンライン収納等の拡大を図り、行政手続のオンライン化・デジタル化によりまして一層推進をしていきたいと考えています。また、行政手続の簡略化を進める中におきまして、押印廃止につきましては既に準備を進めているとともに、申請書の簡略化につきましても検討を進めております。窓口におけるもてなしの心による区民サービスの提供とともに、区民が可能な限り来庁せず簡単に手続が進められますよう、利便性の向上のための改革を推進していきたいと考えています。

次は、区政経営の質の向上についてのご質問であります。

既存事業のブラッシュアップに取り組むとともに、いつ、誰が、何をやるべきかを一目で確認できるようリスト化する仕組みであるReady-Goリストを意識した業務遂行体制の構築に取り組んでいく考えであります。また、国の内部統制に準ずる仕組みとして、令和3年度からリスクマネジメントによる業務改善を推進してまいります。事務処理上のリスクを識別・評価し、コンプライアンスの強化や業務の適正な執行を図ることによりまして、区政経営のさらなる質の向上を目指していきたいと考えています。

次は、収入未済の縮減についてのご質問であります。

一般会計及び国民健康保険事業特別会計の収入未済額につきましては、近年、減少傾向にありまして、債権管理のあるべき姿に向けて適切に行われていると考えています。これは、平成29年度に施行しました板橋区債権管理条例によりまして、標準的な債権管理の方法を定め、公平かつ公正な区民負担の確保と適正な債権管理に努めてきたことが一因であると、このように認識をしています。引き続き債権を担当する各部署が精力的に徴収を進めるとともに、持ち合わせるノウハウなどの情報共有を図りながら、効率的・効果的に収入未済の縮減に向けて取り組んでいきたいと考えています。

次は、コロナ禍における適切な徴収についてのご質問であります。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、納付が困難となった方に対しましては、税の徴収猶予の特例制度を適用するなど、各債権に応じて設けられた緩和制度を適用しております。一方、資力があるにもかかわらず納付いただけない方へは、これまでと同様に、督促、催告等による納付勧奨を積極的に行いまして収入確保に努めていきたいと考

えます。また、特別区税の一部や各種保険料につきましては、令和3年1月からスマートフォンを利用したクレジットカードや電子マネー収納を開始する予定でありまして、利便性の向上を図り、納付へとつなげていきたいと考えています。

次は、職員提案制度に関連いたしまして、可能なものから取り入れる姿勢についてのご質問であります。

審査の過程におきましては、提案に係る部署が評価を行い、ブランド向上、効果、創意の視点から採用が可能かどうか詳細な検討を行い、可能なものは取り入れているところであります。令和2年度に審査を行った29件では、提案内容の一部が採用となったものが5件、調査研究を要するとされた保留が5件ございました。引き続き提案に対する丁寧な審査・評価を行い、様々な事業が生まれますように取り組んでいきたいと考えています。

次は、採用提案の速やかな予算化についてのご質問であります。

採用されました提案が速やかに事業化・予算化されることは、職員の職務及び提案への意欲を高め、職員提案制度の実効性を高めることにつながると考えます。そのため、当該年度の採用提案が翌年度の当初予算編成の検討に間に合うように、9月上旬までには審査結果が確定するようにしているところであります。

次は、新しい生活様式を踏まえた防災事業についてのご質問であります。

新しい生活様式を踏まえた防災事業は、コロナ禍においても、感染予防策を講じながらできる取組を幅広い層の区民に実践してもらうことを目的としております。区民の日常生活の中に防災という要素を取り込むとともに、様々な組織と協力した取組など、これまでの防災訓練になかった要素も加えております。住民防災組織はもとより、これまで防災訓練などに参加する機会のない区民にも積極的に周知を行うことによりまして、板橋区全体の防災力の底上げが図られるものと考えています。

次は、ガス管・上下水道管の耐震化の状況についてのご質問であります。

東京都水道局による、区内の水道管の耐震継手化率は約49%でありまして、東京ガスによるガス管の耐震化率は約90%となっております。東京都下水道局におきましては、区の施設をはじめとした災害時拠点施設の約86%において下水管の耐震化を完了しておりまして、災害時の下水道環境についても大幅に改善がなされております。ライフラインの耐震化により被害を最小限にとどめることは、在宅避難を可能にするほかに、2次被害の低減にもつながるといふふうに考えておりまして、平時から事業者と意見交換や訓練等を実施し、連携体制の強化にも努めていく考えであります。

次は、家庭内備蓄の現状についてのご質問であります。

家庭内備蓄につきまして、昨年の区民意識意向調査におきましては、区が従来から推奨してきました3日分という回答が約4割と最も多い結果となるなど、一定の浸透は図られているものと認識をしています。一方、近年の災害を踏まえますと、物流が滞り、発災から1週間ほど店頭で商品が手に入らない事態などが生じていることから、現在では7

日間の備蓄を推奨しております。今年度は、新たに区内のショッピングセンターと連携をした啓発事業を予定しております。多くの方が7日分の備蓄に取り組みますように、事業の周知と啓発に努めていきたいと考えています。

次は、自助・共助・公助の意識啓発についてのご質問であります。

過去の災害の教訓からも、災害時の行政の対応には限界があり、区民自らできることを考え対策を講じておく、いわゆる自助と、災害時地域で助け合う共助が大変重要であると考えております。引き続き区民に対し、震災時や風水害時における自助・共助に関する働きかけを進めるため、来年3月の総合防災訓練の代替措置として実施する、新しい生活様式を踏まえた防災事業の中において意識啓発に取り組んでいく考えであります。

次は、防災訓練における防災リーダーの役割についてのご質問であります。

防災リーダーは地域防災活動の要となり、防災に関する基本的な知識や技術を身につけ、平常時から区民の防災意識の向上に努めていただいております。今後、防災リーダーの登録者に講習会の再履修を勧奨することによりまして、新たな防災関係知識の習得のほかに、自覚や意欲の高揚に向けた取組を強化していきたいと考えています。

次は、住民防災組織における役割分担についてのご質問であります。

住民防災組織においては、結成時に作成される規約等の中において、防災担当など組織の編成などが明確化されておりました。地域の特性を踏まえた様々な訓練が行われているものと認識しております。熱心な訓練を実施している事例も耳にしておりました。町会・自治会長会議等の場を通じまして先進的な訓練内容を共有するとともに、組織の役割に応じた訓練の実施につきましても働きかけをしていきたいと考えています。

次は、建物の耐震化についてのご質問であります。

板橋区耐震改修促進計画2025に基づきまして、所有者支援や指導を行い、これまで一定の成果を上げてまいりましたが、高額な工事費や区分所有者間の合意形成の課題があると認識しております。このような状況におきまして、区では耐震助成制度や耐震化アドバイザーの活用を進めるために、東京都と連携をしながら合同で直接訪問するなど、所有者に対して働きかけを行ってきております。今後とも、耐震改修の好事例など発信内容の充実を図るとともに、相談会などの案内につきましても、直接訪問や資料送付を拡充することによりまして、建物の耐震化対策を粘り強く推進していきたいと考えています。

次は、木密地域不燃化10年プロジェクトについてのご質問であります。

区は、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトを活用して、大谷ロ一丁目周辺地区の燃え広がらない、燃えないまちの実現に努めてきているところであります。具体的には、建築物の不燃化や延焼遮断帯の必要性の周知、及び準耐火建築物以上への建て替え助成等を実施した結果、不燃領域率が約10%上昇し、約64%になり、主要生活道路取得率も約85%まで進んでいる状況となりました。今後とも、東京都の不燃化特区制度の令和7年度までの継続決定を受けて、当地区につきましても、引き続き災害に強いまちの実現に向け、当初の目標達成に向けて努めていきたいと考えています。

次は、老朽建築物等対策計画2025についてのご質問であります。

区で実施しました老朽建築物等実態調査により、平成25・26年度に危険度Aと判定をした207件につきましては、平成31年度末までの4年間の取組によりまして133件となりまして、順調に減少しているところであります。今年度は、対策計画の後期に向けまして、補完調査や、これまでの業務で培ってまいりました知見を踏まえて、高齢者対応や老朽建築物の発生予防対策に重点を置き、見直しを進めているところであります。今後とも、対策計画や対策条例に基づき、危険度の高い建築物から順次、所有者支援や指導を行うとともに、関係部署と連携体制を強化し、課題解決に取り組んでいく覚悟でございます。

次は、町会・自治会が設置する防犯カメラの補助制度の予算措置と申請手続についてのご質問であります。

東京都による防犯カメラの設置補助制度は継続されておりまして、今年度より新たに、電気料金等の維持管理経費に係る補助制度が創設をされました。維持管理経費の新たな補助制度は、電気料金等につきまして、12か月分全ての領収書の添付が必要となるなど、申請団体に多大な負担がかかっていると認識をしておりまして、東京都に対して添付書類の簡素化を引き続き要望しているところであります。区が独自に行っております維持管理経費の補助制度も継続し、東京都の補助要件を満たすことができない団体へ配慮するとともに、分かりやすい手引を作成し、個別の相談を随時実施するなど細やかなサポートに努めていきたいと考えています。

次は、防犯カメラと防犯パトロールの相乗効果についてのご質問であります。

町会・自治会、商店街において、東京都及び区の補助金を活用して設置した防犯カメラにつきましては、平成15年度の制度開始から令和元年度末までの合計で773台まで増えてまいりました。一方、各地域で行われている防犯パトロールは、住民自らが地域ぐるみでまちの安心を見守っていることをアピールすることによりまして、犯罪防止に大きな成果を上げておりまして、日々の活動に携わる地域の皆様に心から感謝を申し上げたいと存じます。防犯カメラの設置は、人の目が行き届かないところでの犯罪抑止に効果を発揮し、防犯パトロールと組み合わせることによりまして、より犯罪に強いまちづくりにつながるものと認識をしております。

次は、温暖化対策に関しまして、現行計画の効果・実績についてのご質問であります。

現行の板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間は平成25年度から令和2年度までの8年間でありまして、今年度が最終年度でございます。本計画は、区民・事業者・区のそれぞれが取り組むべき対策と進行管理の方法等が示されておりまして、温室効果ガスの排出を抑制し、気候変動を緩和していくことを主眼としております。平成29年度時点における区内の温室効果ガスの総排出量は208.9万トンでありまして、基準年度の平成2年度と比べまして6.8%の減となっており、目標値であります1.8%削減を達成しているところであります。

次は、区民・事業者・区の役割、取組の発信、基本方針についてのご質問であります。

策定中の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2025においては、区民や事業者も温暖化対策に取り組み、区はその取組への支援を含む施策を講じる三位一体の姿を想定しております。また、脱炭素社会に向けまして、温室効果ガスの排出抑制により気候変動を緩和するとともに、気候変動の影響にも対応するため、区民等の取組や区の施策の方向を示す基本方針を定めるものであります。温暖化対策では、区民や事業者による主体的な取組が鍵となるために、各主体が期待される具体的な取組を計画上で分かりやすく示すとともに、策定後につきましても効果的な発信に努めていきたいと考えています。

次は、板橋区スポーツ推進ビジョン2025のビジョン策定後の成果と実績についてのご質問であります。

区はこれまで、ビジョンに基づきまして、施設の整備やスポーツを通じた健康づくり、プロスポーツとの連携のほか、東京2020大会に向けた機運醸成などに取り組んできました。これらの取組を通じまして、区民の誰もがスポーツを楽しめる環境が整いつつあり、区民のスポーツに対する意識の向上にもつながっていると認識しています。

次は、さらなるスポーツ振興についてのご質問であります。

東京2020大会終了後、これまでの成果や課題を検証し、スポーツ環境の変化や区民の多様なニーズに応えながら、新たな取組を含め、施策の強化を図っていききたいと考えています。これらを通じまして、さらなるスポーツの推進を図り、区民が健康で心豊かに暮らし、感動とにぎわいのあるスポーツのまちを目指していききたいと考えています。

次は、体育とスポーツについてのご質問です。

体育とスポーツは同義語と捉える場合もございますが、本来、体育とは教育的な意味合いが高いものと認識をしているところであります。一方、スポーツにつきましては、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、区におきましても、誰もが楽しめる世界共通の文化として考えております。今後も、体育及びスポーツの持つ言葉の意義について十分に理解をした上で、区民生活が豊かになるようスポーツ振興を図っていききたいと考えています。

次は、都立城北中央公園内の陸上競技場の整備の現在の状況と今後の取組についてのご質問であります。

陸上競技場再整備の実現に向けましては、平成30年度より、城北5区や各区体育協会とも連携を図りながら、板橋区が中心となり、東京都建設局と事前相談を行ってきております。昨年度まで、年に2回ずつ計4回の話し合いを持ちまして、再整備に当たっての課題などを確認し、今年度に入りましても情報共有を継続しております。また、区もパークミーティングなどへの参加を通じまして、地元住民の皆様や公園利用者にも理解を求めてきておりまして、引き続き再整備の実現に向けて粘り強く活動していききたいと考えています。

次は、城北中央公園でオリンピックデーランが開催された意義についてのご質問であります。

オリンピックデーランは、東京2020大会の機運醸成やオリンピックムーブメントの推進を図ることを目的として、自治体主催としては都内で初めての開催となりました。城北中央公園を活用した本イベントには、城北5区を中心に多くの方々が参加をし、自然と調和したスポーツ公園としての価値、あるいは魅力を感じられるよい機会につながったものと感じています。当日は小池都知事も出席をされ、翌月に開催されました東京都との意見交換において、陸上競技場の再整備に向けまして知事へ要望するきっかけとなるなど、意義あるイベントとなったものと認識しています。

次は、オリンピックデーランの今後についてのご質問であります。

オリンピックデーランは今年度も開催予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて中止となりました。来年度以降も、東京2020大会のレガシーとして継続的に開催できるよう、JOCや関係機関とも連携を図りながら検討を進めていきたいと考えています。

続いて、調節池の上部利用についてのご質問であります。

現在、東京都が整備を進めている城北中央公園調節池につきましては、第1期工事が令和6年度に完成し、第2期工事は令和7年度以降に着手すると聞いております。今後も東京都と情報共有を図りながら、スポーツ施設等による上部利用につきましても機会を捉えて要望していきたいと考えています。

次は、都市計画上板橋公園事業についてのご質問であります。

都立城北中央公園の拡張工事により立ち退きを求められている住民の方々には、板橋に愛着を持ち、住み続けたいという意向があることを区としても重く受け止めております。区としましては、今後とも事業主体である東京都が意見交換の場を設け、十分な説明を実施することに加え、住み慣れたまちを離れたくないの方々の心配や不安が軽減される丁寧な対応をしていただくよう、引き続き機会を捉えて要望してまいりたいと考えています。

最後のご質問であります。東京メトロ小竹向原駅1番出口へのエレベーター・エスカレーターを設置についてのご質問であります。

小竹向原駅1番出口へのエレベーター等の設置につきましては、区としましては、平成27年度に東京地下鉄株式会社への要望書を提出し、それ以降につきましても機会を捉えて要望をお伝えしています。現状としましては、地元要望も踏まえ、設置に向けて前向きに検討しているものの、構造上の問題などの諸条件の解決に向け協議を進めているところでありまして、時期や設置出口につきましては未定と聞いているところであります。区としましては、1番出口への早期設置の実現に向け、機会を捉え、継続的に要望を続けていきたいと考えています。

残りました教育委員会に関する答弁は、教育長から行います。

- 教育長（中川修一君） 議長、教育長。
- 議長（元山芳行議員） 教育長。

〔教育長（中川修一君）登壇〕

○教育長（中川修一君）　それでは、大野治彦議員の教育委員会に関する一般質問にお答えします。

初めに、学校体育の果たすべき意義についてのご質問ですが、学校体育は、児童・生徒の健やかな身体を培うとともに、生涯にわたって心身の健康を保持・増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する重要な教育活動の一つであると認識しています。各学校では、基本的な動きや技能を身につけること、自己の課題解決に向けて思考・判断し、他者に伝える力を養うこと、体力向上を目指して取り組む態度などをバランスよく育んでいるところです。

体育課の復活についてのご質問ですが、板橋区ではスポーツ活動は人々の交流を生み出し、地域コミュニティの基盤になるという観点から、平成20年度に区長部局にスポーツ振興課を設置し、これに伴い、教育委員会事務局の体育部門を区民文化部へ移管した経緯がございます。学校体育専門の組織を設置することは考えておりませんが、児童・生徒の生涯にわたる健康と豊かなスポーツライフの実現のための資質・能力の育成が重要であることは認識しております。今後も学校体育の充実に向け、教育委員会が一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

いただきました教育に関する質問の答弁は以上でございます。